

委員会規則

[目 的]

- 第 1 条 本協会の事業の円滑化を図るため、定款第 37 条の規定により、本協会に各種の委員会を設置する。
- 2 委員会の任務、構成、運営等は、この規則の定めるところによる。
 - 3 本規則に定めのない事項であって、必要な事項は、理事会が別に定める。

[委員会の任務]

- 第 2 条 委員会は、会長の諮問に応じてその部門に属する事項を審議し、その結果を当該委員会の意見として会長に答申する。
- 2 委員会は、必要な事項に関し委員会の意見を会長に具申することができる。
 - 3 答申並びに具申は、書面をもって行う。

[委員会の種類]

- 第 3 条 委員会の種類は、次の通りとする。
- (1) 総務委員会
 - (2) 教育広報委員会
 - (3) 経営資材委員会
 - (4) 安全対策委員会
 - (5) 財務委員会
 - (6) 街頭営業適正化特別委員会
 - (7) 特別委員会

[委員会の構成]

- 第 4 条 委員会は、委員をもって構成する。

[委員の選任]

- 第 5 条 委員は、各委員会とも 6 名以内とし、理事又は会員から推薦された事業者のうちから、理事会の議を経て会長が選任する。但し、会長、副会長を除く。
- 2 街頭営業適正化特別委員会の委員は、前項の規定に係わらず 10 名以内とし、理事又は会員から推薦された事業者のうちから、理事会の議を経て会長が選任する。
 - 3 特別委員会の委員は、15 名以内とし、理事又は会員から推薦された事業者のうちから理事会の議を経て、会長が選任する。

[委員の任期]

第 6 条 委員の任期は、定款第 26 条を準用する。

[委員長及び副委員長]

第 7 条 委員長及び副委員長は、理事のうちから互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは前項の職務を代行する。

[委員会の招集]

第 8 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、会長・副会長の出席を要請することができる。

[委員会の業務]

第 9 条 委員会の業務は、次の通りとする。

- (1) 総務委員会は、運営に関する総括並びに他の所管に属さない事項の企画、立案、審議及び調査研究
- (2) 教育広報委員会は、教育広報に関する事項の企画、立案、審議並びに調査研究
- (3) 経営資材委員会は、経営に関する事項及び事業用資材の共同購入、適正価格の策定等に関する企画、立案、審議並びに調査研究
- (4) 安全対策委員会は、交通事故防止及び防犯対策に関する企画、立案、審議並びに調査研究
- (5) 財務委員会は、財務に関する事項の企画、立案、審議並びに調査研究
- (6) 街頭営業適正化特別委員会は、個人タクシー事業者の街頭営業における適正化を推進するための企画、立案並びに事業者に対する改善教育及び、街頭営業適正化推進指導員を指揮し街頭における不適正営業の是正指導
- (7) 特別委員会は、常設されている委員会所管外の重要事項についての企画、立案、審議並びに調査研究

[委員の秘密保守義務]

第 10 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

[規則の運用]

第 11 条 本規則の運用にあたって疑義が生じたときは、理事会において協議の上決定する。

[規則の改廃]

第 12 条 本規則の改廃は、理事会において行う。

[附 則]

- 1 . 本規程は、昭和 5 7 年 4 月 2 3 日より発効する。
- 2 . 本規程は、昭和 5 9 年 5 月 2 3 日より一部改正。
- 3 . 本規程は、昭和 6 2 年 6 月 1 5 日より一部改正。
- 4 . 本規程は、平成 1 4 年 4 月 1 9 日より一部改正。
- 5 . 本規程は、平成 1 6 年 5 月 2 1 日一部改定実施する。(第 3 条、第 5 条、第 9 条)
- 6 . 本規程は、平成 1 7 年 7 月 1 3 日一部改定実施する。(第 1 条)
- 7 . 本規則は、平成 2 4 年 9 月 1 9 日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日 (平成 2 6 年 5 月 1 日) から実施する。
- 8 . 本規則は、平成 2 5 年 9 月 1 9 日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日 (平成 2 6 年 5 月 1 日) から実施する。